

「保険薬局の方へ」

開始：平成 30 年 4 月 1 日

更新： 2022 年 3 月 10 日

保険薬局 管理薬剤師 各位

ふれあい診療所、松江生協病院からお知らせ 「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」の運用について

平素より当院の処方せんに応需いただき有難うございます。薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づく極めて重要な業務です。患者さん個々の病状や検査値を勘案した疑義照会・処方提案はますます重要となり、その件数も増えています。一方で、形式的な疑義照会はそれ以上に多くあり、患者さん・薬局薬剤師・処方医師それぞれに、ご負担をかけている場合もあるかと思えます。

そこで当院では、平成 22 年 4 月 30 日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医師の負担軽減を図る目的で「院外処方せんににおける疑義照会簡素化プロトコル」を運用しております。

今回、2022 年 3 月 10 日より「疑義照会」から「問い合わせ」に変更しました。

また、この度プロトコルの内容を一部変更いたしました。

本プロトコルを適正に運用するため、合意書を交わすことを条件としております。

本取組みへの新規で参画をご希望される薬局は、当院薬剤部まで合意書を FAX にてご連絡くださいますようお願いいたします。なお、これまでに合意済みの薬局の先生方におかれましては、内容を確認頂き引き続き合意の場合は手続き不要です。 適切な運用をよろしく申し上げます。

連絡先：総合病院 松江生協病院 薬剤部 電話 0852-23-1111 FAX0852-22-3173